

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年12月21日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年12月21日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年12月21日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビックカメラ鹿児島中央駅店

鹿児島県鹿児島市中央町1番1号 外11筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

ア 変更前 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長 北村隆志
神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 青柳俊彦
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

イ 変更後 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長 河内隆
神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 青柳俊彦
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 106台 店舗建物南側隔地

イ 変更後 106台 店舗建物東隔地・アミュプラザ内

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 3箇所 駐車場東側及び西側

イ 変更後 3箇所 駐車場東側及び西側

3 変更年月日

(1) 2の(1) 令和3年3月26日

(2) 2の(2) 令和4年8月14日

(3) 2の(3) 令和4年4月1日

4 届出年月日

令和3年12月13日